

## 第 4 回

# 北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会

## 議 事 録

日 時：2021年12月24日（金）午後1時30分開会  
場 所：中小企業会館（プレスト1・7） B・C・D会議室

## 1. 開 会

○事務局（津島循環型社会推進課長） 時間前ですが、皆さん、おそろいですので、ただいまから第4回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しいところを懇話会にご出席をいただき、ありがとうございます。

私は、事務局を担当しております循環型社会推進課の津島でございます。本日は、よろしく願いいたします。

### ◎挨拶

○事務局（津島循環型社会推進課長） 開催に当たりまして、まず、環境局長の土肥よりご挨拶を申し上げます。

○土肥環境局長 環境生活部の土肥でございます。

第4回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げさせていただきます。

委員の皆様には、本日は、年末のお忙しいところ、また、お寒い中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、昨年12月に第1回の懇話会が設置されてから数えて4回目の懇話会になります。これまで、3回の懇話会におきまして、循環税事業の効果や今後の事業の在り方などに関しましてご議論をいただき、そのことについて、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

これまでの皆様のご意見等を踏まえまして、本日、報告書の素案を作成しております。本日、皆様に、ご検討、ご議論いただきまして、道として報告書（案）として取りまとめ、来年2月になりますが、北海道議会に報告する予定で考えております。

石井座長をはじめ、委員の皆様には、これまでお力添えをいただきましたことに、改めまして厚く御礼申し上げますとともに、本日も忌憚ないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ◎連絡

○事務局（津島循環型社会推進課長） 本日の出席者について、お手元に出席者名簿をお配りしておりますが、本日は、委員のうち、北海道経済連合会の大橋委員が欠席となっております。

また、北海道漁業協同組合連合会の上村委員が途中で退席するとお伺いしていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、私ども事務局ですが、8月に循環税事業の業務が気候変動対策課から循環型社会推進課に移管したことから、前回の懇話会から事務局員が全員代わっておりますの

で、改めて紹介をさせていただきます。

まず、改めまして、環境局長の土肥でございます。

主幹の梅田でございます。

主査の西野でございます。

技師の菊地でございます。

そして、私は、循環型社会推進課長の津島でございます。改めまして、よろしくお願いたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元に次第がございますが、次第の下に四角囲みで資料名を記載しております。

出席者名簿、配席図、北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会開催要領、そのほか、資料としまして、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5をお手元に置いております。

そのほか、参考資料といたしまして、第1回から第3回までの懇話会資料をファイリングしてお手元に置いております。

皆さん、資料はおそろいですか。

もしないようであれば、途中で事務局にお知らせください。

それでは、この後の議事の進行につきましては、石井座長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

## 2. 議 事

○石井座長 こんにちは。

石井でございます。今日もよろしくお願いたします。

冒頭に、一言だけご挨拶させていただければと思います。

資料5にもありますように、令和2年度11月に事業アンケートを実施してから、12月に第1回検証懇話会が開催されて、委員の皆さんには非常に長期にわたっていろいろなご意見をいただきまして、今日が最後の懇話会になります。

この循環税事業というのは、非常に歴史があります。今日もいろいろな話が出てきますけれども、北海道の循環型社会の様々な取組に貢献してきていると感じています。

一方で、循環税の使い方に関して、5年ごとに必ず見直しをしながら今日まで至っているのですけれども、やはり、その時代に合った使い方をきっちりとしていくことが、タックスペイヤーに対しても一定の責任もありますし、強いて言えば、廃棄物行政に関わる全ての皆様にとってプラスになるような税の使い方が求められているということになるかと思ひます。

これが今年度の見直しの報告書でございますので、事前に事務局へいろいろなご意見をいただいていることとは思ひますけれども、今日が最後ということで、いま一度、忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

(1) 第3回懇話会の主な意見への対応等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(西野主査) 循環型社会推進課の西野と申します。よろしくお願いたします。

資料1、第3回懇話会の主な意見への対応等についてご説明いたします。

資料1につきましては、前回の第3回懇話会で皆様からいただいたご意見をまとめたものになります。

左から、意見の内容を分類した区分、皆様からいただいたご意見、そのご意見に対する対応というふうに分けております。

1ページ目につきましては、前回の懇話会の議題であった第2回懇話会の指摘事項への方向性等という中でいただいたご意見、2ページ以降につきましては、議題の報告書の構成案(素案)に対していただいたご意見となっております。

1ページから順番にご説明いたします。

第2回懇話会の指摘事項への方向性等という議題の中でいただいたご意見になります。

まず、1番目、トータル(ライフサイクル)で二酸化炭素排出量が下がるような視点を検討するということのような意見をいただいております。

今回の懇話会全体を通しまして、脱炭素につきましては、いろいろとご意見をいただいきたところですが、報告書の素案につきましても、脱炭酸社会の実現に向けた取組を課題として挙げております。設備整備の補助金の事業計画の評価に当たって、温室効果ガス排出量の削減効果の視点を取り入れながら、今後、対応していきたいと考えております。

次に、2番目ですが、農業用ビニールのリサイクルについてのご意見をいただいております。

道立総合研究機構で実施されていらっしゃる循環資源利用促進重点課題研究開発事業の中で、農業用廃プラをテーマにした研究を実施されていたり、また、廃プラにつきましては、設備の補助のほうで重点的にリサイクルを進める品目として補助率を引き上げるといった対応を今までもしておりますので、引き続き、こうした補助の活用や、研究を通してリサイクルを促進していきたいと考えております。

次に、3番目に、熱回収もリサイクルとみなすことを検討してほしいというご意見をいただいております。

現在、設備の整備の補助につきましては、リサイクルは再資源化または製品化に資する行為と規定をしております。熱回収に関する設備といたしましては、リサイクルの設備と合わせて、その成果品を利用する設備や、設備の稼働に伴い生じる廃熱回収機能を備えたようなリサイクル設備などについては現在も補助対象としているところです。これにつきましては、次年度以降も同じ考えで進めたいと考えております。

次に、4番目として、事業継承、M&Aの問題につきましては、今後、発生すると推測されるので、検討材料としてほしいというご意見をいただいております。

現在のところ、補助事業の実施に当たって、事業継承の関係でご相談というのはあまり

いただいているところもありまして、事業継続を図るための単純な設備の老朽化更新を補助対象化するかにつきましては、今後の状況を見ながら検討を続けさせていただきたいと考えております。

次に、5番目、海の関係のごみについてのご意見をいただいております。

海関係につきましては、今年度、漁網のリサイクルの設備に対して、設備の整備の補助金を交付決定した事例等がありますが、循環税事業につきましては、産業廃棄物が対象になってきますので、海の関係のごみを全て対象とすることは難しいと考えておりますが、引き続き、今年度のリサイクル設備のような形で現行事業の中で対応していきたいと考えております。

次に、最後の6番目として、セミナーなどの開催に当たってのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、開催時期や対象者が類似のものにつきましては、ほかの部署と連携しながら合同で開催できないかなどの検討をしていきたいと考えております。

次に、めぐりまして、2ページ以降になります。

報告書の構成案や素案に対して前回いただいたご意見になりますが、この後の議題(2)と説明が重複するので、一部省略をさせていただき、報告書の素案に反映していない部分についてご説明いたします。

まず、2ページ目の一番下、9番目のリサイクル等の推進で、リサイクル製品を作る側と実際に使う側のミスマッチの視点のご意見をいただいているところ、それから、めぐりまして、3ページの10番目のご意見の認定製品制度につきまして、認定事業者へのフォローアップについてのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、リサイクル認定製品について、製品パンフレットの作成や展示会の出展を通じてPRを行っていますとともに、認知状況などについても、アンケートを実施しております。

また、認定事業者からは、毎年度、販売状況についても報告をいただいております。

こうした情報を基に、課題を整理して、より効果的なアピールにつなげるよう努めていきたいと考えております。

次に、11番目のマーケティング調査の重要性についてご意見をいただいております。

循環税事業では、研究開発、それから、実証実験、市場調査、次の設備整備まで、段階に応じた補助事業を用意しておりますので、今後も引き続き補助事業につきまして複合的な活用を促進していきたいと考えております。

次に、少し飛びまして、15番目の不法投棄に至る前の積替え保管で山になっている事業者への指導というところでご意見をいただいております。

産業廃棄場の収集運搬につきましては、法令で保管量の上限が定められておりますことから、現在も実施しているところではありますが、引き続き、事業者に対しては指導を実施していきたいと考えております。

次に、その下、16番目の優良産廃処理業者への優遇というところでご意見をいただいております。

現在、設備整備の補助金につきましては、事業効果、環境への配慮、経営の安定性といった項目で事業計画の評価をしております。その上で、さらに優良産廃処理業者を優遇する必要があるかどうかは今後の検討とさせていただきたいと考えております。

説明につきましては、以上になります。

○石井座長 ありがとうございます。

少し前になりますので、記憶を呼び戻しながら考えなければいけないところもあるかと思えますけれども、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

○上村委員 北海道ぎょれんと言います。

前回、欠席したのですが、主な意見の5番に、何かうちのことを気にかけておっしゃってくれた委員の方がいたようですね。

対応に、令和3年度に交付決定を行っている事例とあるのですけれども、これはどういったことか、詳しく教えてもらえますか。

○事務局（西野主査） 今年度、設備整備の補助金の募集を行った中で、鈴木商会在漁網のリサイクルの設備を造られるというところで、そちらに補助の交付決定をしております。設備は現在整備中になります。

○上村委員 予算的に幾らぐらいが出されていますか。

○事務局（西野主査） 交付決定自体は1億円です。

○上村委員 分かりました。

○石井座長 そのほか、いかがでしょうか。

私から、何点か、別に報告書に関係するところかどうかは分かりませんが、つい先日の設備の補助金の審査も含めて感じたことが少しありますので、今後の廃棄物の循環税事業に関連したアドバイスも含めまして、コメントを言いたいと思います。

まず、1番で、こういった視点はぜひ入れてほしいのです。この後、三津橋委員からもコメントをいただければと思うのですけれども、計算の仕方が怪しくて、自ら何トン削減しますと書いたのだけれども、それで本当にいいのかというような、その算定方法がクリアでないと、これをむやみに入れてしまうと、何か変にアピールする人が出てきて審査も結構大変かなと思います。あるメーカーの機器を入れるとすると、メーカーのこれを入れると何トン削減しますというパンフレットの値を申請書にただ書いてアピールするというものもあるのです。視点を入れるのはいいのですけれども、評価するときには注意が必要というような観点が大事かなという気がします。

それから、3番に関しては、今は結構いろいろな問題がありまして、寺嶋委員は、もうまさに直面していると思うのですけれども、簡単に言うと、廃棄物の適正処理、あるいは、熱処理をするのにプラスチックを処理しているだけなのに、何かその焼却炉からCO<sub>2</sub>がた

くさん出ているからよくないのではないかと、だから、それを報告すると。要は、CO<sub>2</sub>の排出量のアロケーションの問題が、本当は化石燃料を使ってプラスチックを作った製造側にある、あるいは、それを使った受益者負担があるはずなのに、何か適正処理している焼却炉側がCO<sub>2</sub>の排出者になってしまっているというような、今、おかしな風潮があります。そういったことを踏まえて、熱回収することは、やはり適正処理と最低限のマテリアルがいに決まっているのでしょうけれども、日本ではサーマルリサイクルも一応リサイクルとして認められていますので、今後もそういった解釈でやっていただければと思います。

ただ、今、プラスチック資源循環戦略の中で、これから、リサイクル製品認定制度も含めて、何かマテリアルのリサイクル品がこれから増えてきそうな気がします。そういうところも、これからプラスチックに関しては、少し動向を注視していかなければいけないと個人的には思っています。

それから、4番も、この間、審査をやって非常に迷うところでした。基本的に、単純な施設更新は認めないというのがこれまでの考え方で、リサイクル率が向上する、それを入れることによって最終処分量が減る、何らかの効率化が図られることを前提に、似たような施設整備を行うというのは、一応、認めてきたという気がするのです。

一方で、この施設が本当になくなったなら、その地域の適正処理が本当に確保できるのか、今までやってきた資源循環で、これがなくなってしまうたら、せつかく最終処分量が減ってきているのに、また増えてしまうのではないかと、逆戻りしてしまうのではないかとといった懸念といますか、人材不足などで業者がだんだん少なくなっていくようなこともてんびんをかけながら施設整備の審査をやっていて、年々、何か難しい問題だな、非常に悩ましいなと感じています。それも不公平にならないように考えなければいけないところ思っております。

それから、3ページ目の16番は私のアイデアですけれども、優良産廃処理業者に認定されているところは、されていますと審査のときに一応書いてあるのですけれども、あれは、入っていたら審査のときにプラス何点加点するというルールがありましたか。

○事務局（西野主査） 優良産廃処理業者だから加点するという事はないです。

○石井座長 ないですね。僕は、それを加点すると明言してもいいかなと思っています。

というのは、最近、我々研究者は、大学や国の補助金のプロジェクトの関係で言いますと、こういう仕組みにエントリーしている団体は以下の補助金、研究費に関しては少し下駄を履かせる、加点をしますと明記しているのがよくあるのです。

ですから、例えば、そんな順位ががらがらと変わるほどではないですけれども、一応、加点すると書いておくと、優良産廃事業者はメリットがあるのだなと感じてくださると思うのです。だから、満点中の何十点というのは要らないと思うのですけれども、数点加点するというようなイメージで何か検討されてもどうかと思ったところです。

これから続く報告書とはあまり関係ないのですけれども、今後の事業のためにいろいろ役に立てばいいかなと思ったところです。

今の件について、事務局で何かコメントがもしありましたらお願いします。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 優良産廃業者の加点は、産廃業者に対して優良業者を目指してくださいという意味ではいいアピールになると感じますけれども、この税事業で施設整備をされる方は産廃業者だけではなくて排出者の方もいらっしゃるのでは、その辺の公平性をどうするかというのは課題かと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○石井座長 三津橋委員、どうぞ

○三津橋委員 石井座長から振られた1番の件です。

設備補助のときにお話があったのですが、やはり、トータルでのCO<sub>2</sub>の排出量が下がるようなところのトータルをどこまで範囲に入れるかということですね。どこからどこまでを計算してやるのか、その計算をどうやってさせるかというところで、難しいことはできないと思うので、簡便にできるような方法を何か検討してやらざるを得ないかなという気がしています。単純に、機械の省エネ性だけだったら駄目かと思っておりますので、その部分は検討したほうがいいと思っております。

あとは、4番について、石井座長もおっしゃられていましたけれども、単なる更新というような話で、ただ、それがなくなると、やはり、その地域での排出量が増えることになって大変ですので、やはり効果のあるもの、廃棄物量がかなり減らせるようなものについては、もともと減らしていったものについては、その更新についても対象にするべきではないかと思っております。

○石井座長 そのほか、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 では、また後で戻ってコメントをいただいても結構ですので、次に進めさせていただきます。

次に、議題の（2）北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書（素案）についてに移りたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（西野主査） 資料2が報告書（素案）の概要版、資料3が報告書（素案）、資料4が前回お示しした報告書（素案）の事務局イメージと今回の報告書（素案）を比較したものとっております。

まず、資料3の報告書（素案）で少しご説明をいたします。

表題ですが、前回いただいたご指摘を踏まえまして、北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書と修正しております。

次に、めくっていただきまして、報告書の目次になります。

構成につきましても、前回と変わらず、循環税事業の検討にあたって、それから、2番、税の現状、3番、税導入前後の産業廃棄物に関する状況、4番、税事業の実績及び事業効



果、5番、税をめぐる課題・対応方向、6番、まとめという構成にしております。

それから、前回はお示ししておりませんでした、6番、まとめの後ろに、参考資料としまして、税事業のこれまでの取組状況や、事業者の皆様に実施したアンケート調査の結果を添付しております。

それでは次に、資料4の新旧対照表でご説明いたします。

前回と比較して、ご意見をいただいて変えた部分を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、報告書（素案）の全体といたしまして、図、表につきましては、見やすいように改善を図ったところです。

次に、3ページになります。

(3) 税収等の推移で、循環税の基金について、説明を一文追加いたしました。税収は基金に積み立てられて管理をされているというところになります。

それから、めぐりまして、4ページは、前回、図4、税運用の仕組みというところで、税収をどのような事業に利用しているかというところを図で示しておりました。こちらにつきましては、前回、基金残高という表現や、図の工夫、事業内容を詳しく分かりやすくといったご意見をたくさんいただいておりましたので、左にありますように令和3年度の事業費と各事業のそれぞれ内容について、より詳しく説明するような表に修正をしたところです。

次に、5ページに参ります。

3、循環税導入前後の産業廃棄物に関する状況等ということで、データを掲載しております。

データでは、排出量と最終処分量が減少傾向、再生利用率は増加傾向であることが読み取れますが、ふん尿以外の再生利用量に着目したほうが税事業の効果をいろいろアピールできるのではないかとといったご意見がありましたので、6ページのイの再生利用量・再生利用率の推移で、動物のふん尿を除いた場合の再生利用量というデータを追加したところです。

次に、飛びまして、8ページになります。

(2) 業種別産業廃棄物の状況、(3) 種類別産業廃棄物の状況の二つの項目を追加させていただきました。

こちらにつきましては、後ろで課題として挙げておりますリサイクル等の推進の関係データとして業種別と種類別の排出量、再生利用量、最終処分量についてデータを追加したところです。

こちらのデータにつきましては、業種別で見ますと、排出量では農業が全体の半数を占めておりますが、動物のふん尿がほとんどでありまして、減量化後はほぼ全量が再生利用されるため、最終処分量としては非常に少なくなっております。排出量では、農業の次に製造業、電気・水道業が多くなっておりますけれども、種類別で見ますと、そういったと

ころから排出される汚泥が多くなっております。それから、建設業につきまして、排出量全体に占める割合が1割程度になっておりますけれども、最終処分量で見ると、全体の4割近くを占めております。

次に、10ページに参ります。

4番、循環税事業の実績及び事業効果というところで、税事業の内容やアンケート結果を掲載しております。

(2) 循環税事業の内容で、各事業につきまして事例を特出しし、内容をよりイメージしやすくしております。

次に、アンケート結果につきまして、排出事業者と処理業者に分けて考察をしたほうがよいというご意見をいただきましたので、15ページになりますが、こちらに排出事業者と処理業者を分けて比較した文章と図を追加したところです。

処理業者につきましては、設備整備への助成、排出事業者につきましては、設備への助成に加えまして、セミナーや情報面での支援のニーズが高くなっております。

次に、17ページに参ります。

課題と対応方向につきましては、前回と変わらず、環境政策をめぐる動き、それから、リサイクル等の推進、先進技術の活用、人材確保・育成、不法投棄、税制度の周知を挙げております。

17ページの(2) リサイクル等の推進では、先ほど追加したデータから読み取れる部分を記載しており、その上で、現在も行っている設備整備の重点措置を引き続き実施するというを追加しました。

また、前回、地域循環共生圏を進める上での可能性調査についてご意見をいただいておりますので、こちらにつきましても文章を追加しております。

次に、18ページに参ります。

(3) 先進技術の活用では、これまで、設備整備のことだけ書いてあったのですけれども、先進技術を活用したリサイクルに関する研究への支援も追加をしたところです。

次に、(4) 人材確保・育成で、災害廃棄物についてのご意見を前回いただいております。道では、既に、北海道産業資源循環協会などと協定を締結しておりまして、処理体制の整備などご協力いただいているところも含めて、課題と対応方向に文章を追加したところです。

最後に、20ページに参ります。

6のまとめとしまして、循環税事業の必要性を盛り込むことにつきまして、脱炭素社会に向けた取組に偏らず、税事業全体に取り組むことが分かる表現というようなご意見をいただいております。

こちらを踏まえまして、現在の産業廃棄物処理の現状や、事業者のアンケート結果から把握できるニーズを具体的に挙げまして、脱炭素社会の視点に加えて、SDGs、地域循環共生圏に配慮するというような内容に修正しております。

以上で、説明を終わります。

○石井座長 ありがとうございます。

主に、前回から変わったところを中心に説明をしていただきました。

資料2の概要版の内容、それから、資料3をもう一度見直しいただいて、どこからでも構いませんので、ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

資料3をめくりながら行きましょうか。

どこからでも構わないのですけれども、第1章や第2章、1ページ目、2ページ目、3ページ目の図の解像度も修正されているようです。あとは、リーダーの方に勘違いがないような形で、もう一度見ていただければと思います。

5ページ、第3章はいかがでしょう。

第4章は、ふん尿以外のものをやっつけて、少し分かりやすくなったと思います。

6ページの全体の再生利用量は、1%上げるのはすごく大変ですけれども、7ページ目のように動物のふん尿を除くと、少し凸凹したところありますけれども、再生利用率は39%で、平成14年度の32%からこれぐらい上がっているのが分かりますね。

○三津橋委員 細かい話ですけれども、19ページの6番の最後のまとめのところ、これは廃プラスチックですか。

○事務局（西野主査） はい。

○石井座長 8ページ目の業種別の産業廃棄物の状況で、最終処分率というのがC/Aで整理されていて、例えば、ここの値が大きいもので見ていくと漁業ですね。それから、ずっと見ていくと、運輸業、卸売・小売業、飲食サービス業の最終処分量が多いというのは、漁業は何となく想像つくのですが、運輸業はもともと量も少ないので、何か統計上のいろいろなものもあるかもしれませんが、運輸業、卸売・小売業、飲食サービス業というのはいわゆるレストランだと思うのですが、この辺りが多いというのはどういうふうに解釈されていますか。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 今、データを持ち合わせておりませんので、後ほど確認して皆さんに文書でお答えいたします。

○石井座長 お願いいたします。

全体の量からすると統計上は少ないのですけれども、パーセンテージだけ見ると目立つのですが、これは例のアンケート調査ですね。北海道産業廃棄物処理状況調査ということは、産廃の実態調査ですね。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 実態調査ですけれども、サンプル数が結構少ないのです。

○石井座長 運輸、卸売・小売業、飲食サービス業で産廃に該当するものはプラなどで、いわゆる食品ではないですね。量も少ないので、どうしてもこういうふうになってしまうのですね。

もし分かったらで構いませんので、よろしくお願いします。

それから、10ページ以降はいかがでしょうか。

○三津橋委員 10ページ目の(2)循環税事業の内容のアの事業の設備導入事例のポツの二つ目の「排水処理による汚泥の」と書いてあるのですが、排水処理におけるですね。

○石井座長 そうですね。この導入事例は結構多いですね。

それから、15ページ目のところで面白いと思って見ていたのですが、事業者別施策ニーズというものがございまして、両方とも「設備整備費への助成」がそれなりに多いのは想像つくのですが、「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関するセミナー」は排出事業者が多くて、「情報交換や情報提供など情報面での支援」でも排出事業者が比較的多いということで、処理業者は、どちらかというところ「設備整備費への助成」に偏っているのに対して、排出事業者のほうがセミナー、情報を欲しているという気がするのです。ですから、例えば、今後、セミナーをするのでも、少人数でもいいので、ある程度ターゲットを絞って、しっかりと効果を上げていくという発想も必要かと思ったのです。

今までのセミナーは、どんな人たちが入っていたかどうか、記憶にございますでしょうか。

○事務局(津島循環型社会推進課長) セミナーなどを開催しますと、実際のところ、関係者が多いです。

排出事業者に対しての情報提供では、11ページにも循環税事業として紹介されておりますが、リーガルアドバイザーは、排出事業者の団体から研修会の開催依頼がありまして、職員が行ってやっています。ただ、最近、PR不足なのか、開催回数が少ないようですが、こういうものをやっております。

○石井座長 ということは、今日、委員でいらっしゃっている、どちらかというところ排出事業者に近い団体の方々をお願いしなければ駄目ですね。こういった制度がありますので、ぜひとも行っていただきたいということでいいですね。

○事務局(津島循環型社会推進課長) 私が担当者の頃、農協の方から毎年のようにセミナーの依頼があって行っていたような記憶がございます。

○石井座長 農協もそうですし、漁業協同組合、経済連合会、食品産業協議会、中小企業団体中央会も、何かしらの関係がございますので、排出事業者の方のニーズがあるということですので、ぜひともこういった制度を使ってお願いできればと思います。

最後の16ページ、17ページが一番肝腎要ですので、まとめまで一通り目を通していただいて、何かご意見があればと思います。

皆さんが考えている間、私から、感想も含めて申し上げます。

前回、5年前の報告書より、かなり踏み込んで書いていただいている気がします。例えば、人材育成や産廃業界の労働人口減少に対するフォローや、イメージを払拭していこうといった表現を今回はちゃんと入れていただいていること、あるいは、災害廃棄物、先端技術ということでIoTやAI、セミナーも一応入っていますので、前回のものよりも2

歩、3歩進んだ内容かなという気がしています。

これは解釈の話ですけれども、16ページ目のリサイクル等の推進です。

一番下の行、用語解説の上に、「事業構想段階での事業可能性の検討が重要と考える」も、実を言うと、この循環税の話では一歩突っ込んだ話でありまして、やはり地域循環共生圏をつくるに当たっては、地域の多様なステークホルダーと協働してやらなければいけないのです。例えば、産業廃棄物事業者であれば、当然、自治体との協力、あるいは、周辺の事業者の協力というような多様なステークホルダーとの協力の中での事業構想段階というふうに私は解釈しているのです。

一方で、今日は産廃の議論で一般廃棄物の議論ではないですけれども、各市町村は、人口減の中、ごみがどんどん減ってきます。それから、財政も厳しくなるということで、今、全国的な動きとしては、一般廃棄物を産廃事業者が委託処理をするといったような民間連携の処理が進んできています。北海道でも、少しずつそういうふうな事例が出てきていますので、私は、この事業構想段階という文言は、いろいろな事業があると思うのです。

ですので、もし可能であれば、学を入れるかどうか置いておいても、産官連携型や、地域の多様なステークホルダーとの協働の下での事業構想段階というような、少し広がりがあるような言葉にしておいて、これは検討が重要と考えるので、やるとは書いていませんので、そんな視点で少し広げていただければと思うのです。

その辺りについて、寺嶋委員、産廃業者と自治体との協働関係ではいかがでしょうか。  
○寺嶋委員 実は、座長がおっしゃるように、実際に、もう既に民間業者と自治体が協働でという雰囲気が出てきています。

それで、自治体から民間の産廃業者に対して全てお願いするのではなくて、例えば木くずなど種類によるのですけれども、私が経験したのは産廃の廃プラ関係で、実際に一回埋めたものをもう一回掘り出して、私の会社で受けてくれないかと依頼が来ました。当然ながら、一廃の許可もいただかなければなりませんけれども、今、そういった事例があちこちで見受けられております。

ですから、自治体への働きかけもそうですけれども、民間ともタイアップした形で、予算の関係もあると思うので、産廃業者の協力をいただきながら、自治体にもぜひ進めていただきたいと思っております。何となく自治体あるいは産廃業界の中でそういう雰囲気が出てきているような気がしますので、ぜひ道の皆さんにも協力をしていただければと思います。

○石井座長 直接整備をして、補助を渡すときに、一般廃棄物をどうのこうのという話ではなくて、やはりそういう世の中の雰囲気にあって、これから一緒にやっついていかないと、地域の廃棄物の適正処理が進んでいかないのだ、それから、リサイクルがこれから進んでいかない。それから、市町村も財政困難になってきて、いろいろ困ったことがあるということに鑑みて、例えば、北海道産業資源循環協会と一緒に、地域でセミナーをやったり情報交換をする、あとは、民間と行政の協力関係でやっいたい事例の情報提供をこれからし

ていく、そんなようなことから始めればよいと思います。直接、そこに循環税を大量に投入するというのではなく、そういったところから始めていただけると、少し距離が近くなると思ったところです。

もしそういう解釈でこの辺の文章が修正可能であれば、付け加えていただければと思ったところです。

そのほか、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○上村委員 18ページの不法投棄のイの対応方法の中段ぐらいに、「不適正処理防止意識の醸成及び相互連携の強化」とあって、「強化」という言葉がぼろぼろ出てくるのです。循環税事業関係団体連絡会議の書面開催のときにも質問を出させてもらったのですが、この強化はどういうことなのかと書いたら、結局のところは、今までやってきたことを継続実施するという答えだったのです。強化というと、何か今よりも一歩進んだことに取り組むというふうに受け取ってしまうのですが、結論から言うと、今までやってきたことをただ続けるということなのです。ですから、「強化」という言葉を使うのはどうかと思います。

○石井座長 その辺りはいかがでしょうか。強化の具体的な内容がということですね。

○事務局（梅田主幹） 主幹の梅田と申します。

「不適正処理防止意識の醸成及び相互連携の強化」と書いてありますが、結局は、従来どおりのことをやるのかということですが、枠組みとしては、例えば、つくってあるいろいろな通報体制を活用してということですが、やはり、運用において、どうしても、つくった当初はいろいろ熱が入っていても、年数が経過すると熱も冷めてきて、お互いに連絡を取り合わなくなってきているといった実態があるので、力を入れ直すといえますか、再度ねじを巻くではないですが、そんな形で対応したいという考えを「強化」という文字に表したということです。

そういう意味で、新たに何か別な通信制度、例えば、タブレット配って自動で通報が来るといったお金をかけることではなく、お互いの情報交換をさらに密にしていこうにしたいと考えております。

以上です。

○石井座長 表9を見ると、件数こそは、11件から、8件、8件、5件、5件になっていますけれども、量的なもので見ると、特殊なものが見つければ、ぽんと跳ね上がってくることは考えつきます。

この2, 275トンというのは、これほどこか1件が大量にあったと考えてよろしいのですか。

○事務局（梅田主幹） データを持ってきていなかったのも、後ほど調べてご回答させていただきたいと思います。

○石井座長 こちらこそ、前に質問すればよかったですね。

今の「強化」に関して、表現上の工夫はどうか。

○事務局（梅田主幹） 「強化」が言い過ぎではないかということであれば、再度、検討させていただきたいかと思えます。

○石井座長 「強化」と書いているのだったら、今までと同じということではなく、具体的にどういったような強化をしていくのか、何かそこがかみ合っていないかなと思えます。

恐らく、「強化」を和らげた言葉にしろと言っているわけではないと思うのです。要は、全体、統計的に、マクロ的には何か減っていても、やはり各現場で目の前にごみが投棄されてしまうと、全体的に減っていても、目の前のものがどうしてこれが起こってしまうのだろう、どういう通報体制になっているのだろう、あるいは、原状回復しないのかなど、いろいろ思えますね。そこに対して、特に、今、海ごみも最終的に一般廃棄物になってしまっ、これが本当に産業廃棄物かどうか、なかなか分からない面もありますし、漁業協同組合でも意見が割れているので、必ずしもそれは産廃ではなくて、誰かのごみの一步手前の保管みたいなものがこうなっているのか、実態としては分かりませんが、多分、そんなような実態からこういうご意見をいただいていると思うので、何かそこに寄り添うようなコメントといいますか、言葉がないのかと思ったのですが、上村委員、いかがでしょうか。もう少しご意見をいただければと思えます。

○上村委員 座長のおっしゃるとおりで、「強化」と書くのであれば、新たにもう一步踏み込んだことをやっていただきたいと考えております。

いろいろおっしゃっておられましたけれども、結局、意識の向上というか、もう意識を変えるというだけですから、それは別に強化ではないですよ。意識を変えるだけだったら、それこそ、今までやってきたことを引き続き継続して行ってデータを取っていくで構わないと思えます。我々の業界からすると、やはり何らかの新しい方策を示していただけるのが一番ありがたいです。

○石井座長 具体的な問題点というか、どういうものを強化してほしいということはあるますか。

例えば、未然防止、早期対応、それから、起こったものを早く片づける、投棄対策では大体この3段階ぐらいがありまして、起こってしまったものは基本的にPPPで汚した人が片づけるということをどんどんやっていくしかなくて、未然防止と早期対応というのは、とにかく、早期対応は大きくなる前にできるだけ早くやっつけると、未然防止はとにかく見回りをするとか、具体的強化といっても、実際にはなかなか具体的な手が無いのも事実ですね。

○寺嶋委員 私も最終処分に携わってきて許可をいただくのに、去年、漁協にもいろいろ協力をいただきながら許認可に向けてやってきたのですが、まず一つは、やはり漁師の皆さんの廃棄物に対する意識が非常に薄いです。私は、今年、海水浴場のごみ拾いを4か所ほどやっているのですが、最近、随分ボランティアが入って清掃をやって来ています。そうではあるのですが、やはり漁師の皆さんのごみが非常に目につくのです。

ですから、まずは強化の部分で言いますと、それ以前の問題として、やはり漁師の皆さんに対して廃棄物のレクチャーをするべきだと思うのです。その意識を少し高めてもらって、それから、監視を強化していくという手順でいくべきではないかという感じがします。

そんなことで、私も海に関しては非常に興味もあって、今、その辺のボランティアもやっているのですけれども、セミナー関係も含めて、そこに入って、実際の指導があまり行われていないのではないかと思いますので、その辺を提案したいと思います。

○石井座長 事務局、今の件はどうですか。

○事務局（梅田主幹） 余談になるのですけれども、今年の春先にあった事例で、とある地区の漁協のケースで、各漁協構成員は地域の漁師だと思うのですけれども、その漁師の方々が使う漁協で設置した漁網を洗う施設があって、そこで漁網を洗えば、当然、廃棄物が何かしら出るのですけれども、それを敷地の奥に押しやっていて、結局、国有林までごみが付着物として捨てられていたという事例がありました。これは、漁協でも、ある程度、一定間隔的に見回っていると思ったら、全く見ていませんでしたという話で、それは振興局に行ってもらって対応していただいたのです。確かに、今、寺嶋委員がおっしゃったような事例が現実にあります。

不法投棄に関しては、マクロで言えば、行政としてどんな対応の仕方があるのですかといったら、もうここに書いてあるようなことになるかもしれませんが、不法投棄される近所の住民の方々にしてみると、やはり目の前のごみがいつまでたってもなくならない、何をやっているのだという気持ちはよく分かります。それに対しては、先ほど石井座長からもありましたが、汚染者負担の原則ということで、当然、投棄をした者が片づけるしかないのですけれども、もう既に財政といいますか、資金力がなくなってしまって片づかない、なかなか進まないという実態があって、我々も苦労しているというのが実情ではあるのです。

それで、強化というのならもっと早く片づけさせるようにしてよというのは、確かに、僕らもいろいろな苦情電話をいただく中で、おしかりがあるのは分かるのですが、やはり行政で税金を使って処理するわけにもいきませんし、なかなか難しいなとふだんの業務で感じているところです。

以上です。

○石井座長 どうぞ。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 意識啓発ということで、先ほど、道のリーガルアドバイザー派遣事業というのがあるとお話ししましたが、ここをもう少しPRして、漁業者だけでなく、様々な団体の方々に廃棄物の適正処理や排出抑制、減量化について、意識啓発をする機会を持てるように努力していきたいと思います。

○石井座長 そうですね。その辺を書いたほうがいいかもしれませんね。

どうぞ。

○上村委員 僕が言った書き方の問題で、何もしていないのに、同じことをするのに、強



化と書くのはどうなのかから、何か漁師が悪者になる話に急に方向転換されてしまいましたけれども、寺嶋委員がおっしゃるように、漁業者自体もごみを出しているというのは分かっているのです。

漁業のごみというのは、主に川から流れ着いてくる生活ごみ、流木で、圧倒的に流木が多いです。これと、海岸に漂着する海外の生活物資、海外の漁具、もしくは、日本国内、北海道内の漁具が波でちぎれて打ち寄せられてくると認識しています。

我々もそういったことは分かっていますので、今年の春から全道なみまるクリーンアップ作戦と銘打って、漁業者自ら自分たちの浜をきれいにしようと、各浜、それぞれ青年部や女性部といった団体が中心になって今までもやっていたのですけれども、あえて声を出して北海道ぎょれんが音頭を取ってそういったことをやっという。自分たちで拾えば、結局、隣の浜の梵天が落ちている、我々が流してうまく回収できなかったものが流れ着いているといったことを改めて認識してもらって、今、出さないような運動を展開しているところです。

ですので、漁業者が全く悪くないといった認識もないですし、むしろ、今、自覚してもらって、自分たちのことを自分たちで片づけようというふうな意識づけ、方向に向かっています。

○石井座長 どうぞ。

○寺嶋委員 悪者にするつもりは全くないです。

私は、ひやま漁協に非常にお世話になっていきました。以前の組合長にも、当然ながら、処分場を造るのにいろいろお世話になってきたのです。

それで、あそこは支所が8か所ありますけれども、俺たちもごみを出すだろうということで、そこをみんな回って、それで、これからはきちんとした処理をしようという話をいただいて、それで、少しずつ物が入ってくるようになりました。

だから、そういうふうに各漁協が意識を持ってやっというれば、当然ながら、周りのごみ処理もきちんとくるだろうと私は思います。

○石井座長 今のお話を聞くと、単純に不法投棄という問題だけではなくて、いわゆる海岸の海ごみの問題や、複雑な感じがしますけれども、思いは分かるのです。もちろん、ここに漁業組合関係は海の不法投棄と書いてしまうと、また変なことになるので、そこまでの表現は書けないと思うのですけれども、今の話はあまりカバーされていない話ですね。例えば、今、海ごみの話では、産業廃棄物以外は、全部、一般廃棄物ですので、その自治体でやらなければいけないのだけれども、一応、道として、そういったお金は来ていますけれども、確かに、まだ全部ちゃんときれいに片づけるまでは至っていませんよね。ですから、多分、今、どこの自治体も、どの都道府県も、どの海岸線も、同じような問題を抱えていて、今のお話を聞くと、非常に複雑なように感じました。

これは、この循環税の話抜きにして、今、海ごみといった海岸線のごみに関して、道としてはどのような取組をされているのか、分かる範囲で結構ですので、ご紹介していた

だけると、僕もいろいろな記憶が出てくるのです。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 海岸のごみの回収事業ですけれども、いわゆる海岸の漂着ごみは、平成21年、国で地域グリーンニューディール基金というものを創設しまして、それ以降、環境省から道が補助を受けて、その予算を基に、市町村や海岸管理者が清掃活動を行うようになっているのですが、それ以前は、実態的にほぼほぼされていないという状況が続いています。

それは、今もある程度予算は来ているのですけれども、全てのごみが片づけられるかというところには至っていない。やはり、これから排出抑制ですか、海岸にごみ流れ着かないような取組を進めていかなければならないと考えているところですが、海岸の漂着ごみは排出者が特定されないで、どこをターゲットに取組を進めていくかが非常に悩ましいところで、今、私たちも苦慮しているところです。

○石井座長 実際にそうですね。僕もそう思うのです。今の上村委員のお話のところは、今、なかなかカバーされていない領域ですね。

話が変な方向に行くかもしれませんが、思いとしては、この循環税というのは、これをやるというよりは、こういったかゆいところというか、どうも抜けているところを補っていくようなことも少し考えたほうがいいのかもありません。そういったところに情報提供するとか意識啓発も含めて、その辺りでいかがでしょうか。

○事務局（津島循環型社会推進課長） そうできれば、廃棄物を担当している部署としては大変うれしいところですが、そもそも循環税は、埋立処分量を減らすためにいただいている税ですので、使い道というのは、やはり、その中でどれだけ工夫できるかだなと思います。

○石井座長 上村委員、こういうような状況です。別に漁協や漁師だけが悪いわけではなくてということです。

○上村委員 別に、僕は、海岸のごみがどうのこうのとは一言も言ってないのです。やらないにもかかわらず、「強化」と書くことに関してどうなのかというのが最初の僕の意見です。

○石井座長 分かりました。私の解釈も、すみませんでした。

そういう意味で、今、寺嶋委員の意見もございましたし、排出者の意識啓発といった原点に戻るようなことを書き加えてもいいかもしれないですね。

そのほか、いかがでしょうか。

○沼田委員 18ページの(6)循環税制度の周知ですが、ここで言うのは誰に対する周知か、お聞きしたいのです。これは、排出事業者の人たちなのか、それとも、一般の消費者も含めてのことなのか、やはり主体を明確にすべきだと思うので、その辺はどういうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○石井座長 こちらは、いかがでしょうか。

○事務局（梅田主幹） この対象としては、アンケートを取っているのが産廃事業者と排

出事業者ということなのだろうと思いますので、一般の方々の普通の家庭の主婦を対象にしているということはもちろんないです。どちらかというところ、産廃業者というよりも、排出事業者のほうが認知されていないケースが多いと思います。そういったところが課題かと思って書いております。

○沼田委員 私も、この会議に出るまでは、この制度を知りませんでした。

やはり、一般の方にも、こういう制度があるのだよということは周知していく必要があるのではないかと思います。そのことが、やはり裾野が広がるということでもあるし、制度の円滑な推進にもつながっていくのではないかと思いますので、意見として申し上げたいと思います。

○事務局（梅田主幹） 分かりました。ありがとうございます。

○石井座長 そのほか、いかがでしょうか。

まとめと、かなり充実した参考資料がずっと載っています。これまでの事業の概要が全て載っているかと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 事務局に伺いますが、これの最後の仕上げはどんな形になりますか。

今日、ご意見をいただいたものに関して、あとは事務局と私のほうで預からせていただく形か、あるいは、もう1週間ぐらい意見をいただいた中で、最後は事務局と私のほうで預からせていただくのか、それとも、内部でもう少し調整することがありますか。

○事務局（西野主査） 今回いただいたご意見をまとめて、また素案に反映させていただいて、もう一度、皆様にご確認いただくことを考えております。

○石井座長 では、そういった形で、よろしくをお願いします。

また、ご意見いただいて、最後は、私と事務局で調整して完成させるということでしょうか。僕を含めて、委員の皆さんから意見をいただいてから完成させるということですね。

○事務局（西野主査） はい。

○石井座長 それでは、報告書はこういった形で取りまとめていただくことにしたいと思います。

次に、議題（3）、今後のスケジュール等、資料5のご説明をお願いいたします。

○事務局（西野主査） 資料5につきましてご説明いたします。

今のお話と重複してしまいますけれども、今回、12月24日、第4回の検証懇話会というところで網かけをしている部分になります。

今、報告書（素案）ということで協議をいただいて、いただいた意見を反映して、また直させていただきます。それでもって、道として報告書（案）ということで、内部で確認いたしまして決定したいと思います。

それを2月24日の道議会の前日委員会に報告書（案）を報告いたしまして、3月24日までの道議会の中で確認いただきまして、その後、報告書として決定したいと考えてお

ります。

○石井座長 分かりました。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありますか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井座長 ありがとうございます。

予定よりも早いのですけれども、最後に、(4) その他ということで、事務局からありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○石井座長 それから、委員の皆様からいかがでしょうか。

ちょうど1年ぐらい前から淡々とやってまいりましたけれども、お気づきの点や、全体を通して確認しておきたいこと、ご意見等があれば、よろしく願いいたします。

○寺嶋委員 補助金の対象事業者は分かりました。

それで、対象事業者から外れた業者の公表はできないと思うのですけれども、理由というか、要するに、どうして自分たちがいつも補助金の対象にならないのだろうかという会社もあるものですから、そういったところは何らかの形でお示しすることはできるのでしょうか。

○石井座長 今のご意見は、不採用になった理由について公表するのか、あるいは、公表は要らないけれども、本人たちに伝えているのかということですか。

○寺嶋委員 それもあるのですけれども、業者からよく聞かれるのです。

○事務局(土肥環境局長) 公表はできないと思うのですけれども、やはり事業者には、こういうことで採択は難しいですよという説明は、ある程度、私どもに責任あると思います。今、確認をできていないので、どういうふうに行っているのかが分かりませんが、丁寧な対応は取らなければならないかなと思います。

ただ、この近年の状況は、比較的言えるといいますか、ほぼ採択できているので、あまりそういうところはないと思うのですけれども、過去に、やはり予算の縛りもあって、なかなか厳しかったときがあって、多分、そういうときは採択されないところもあったと思います。そのときにどういうふうにしてきたか、確認をしながら丁寧な手だてを考えないといけないと思います。

○石井座長 例えば、不採択になった業者から問合せがあって、道庁にお越しいただいて、こうこうですよ、次はこういうふうになれば可能性が上がりますよといったアドバイスは、来たらそういった対応することができますか。

○事務局(土肥環境局長) 多分、そういうふうに事業者から理由を聞かれば、今回の審査ではこういうことでしたよという話は、ある程度のことは言えると思うのです。それは来なければ言わないのかというのがありますので、そこら辺の丁寧な対応は考えていきたいと思います。

○石井座長 僕が国に研究申請しても、落ちたり、採択されなかったりします。個人の研究者であれば、問答無用で書面でしか開示されないのですけれども、やはり大学自体から申請がかかっているといったかなり大きなものになってくると、次もトライしたいのですけれども、どういった点があれでしたでしょうかとアドバイスをいただきに行くのです。だから、そういうオープンな感じがこれからつくれたらいいですね。ぜひとも、よろしく願いいたします。

○多田委員 3ページの(3) 税収等の推移ですが、4行目の最後が「循環税執行額」となっていますけれども、これは事業執行額ではないでしょうか。

○事務局(西野主査) 税事業全体の執行額ということなので、修正させていただきます。

○石井座長 お願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

今日、ご発言いただけていない柄目委員、最後に一言ありますか。

○柄目委員 すごく細かいですが、2ページ目の課税の仕組みの文字が読みづらいです。あとは大体大丈夫です。

○石井座長 この解像度がもう少しということですね。

今日が最後の懇談会になりますけれども、引き続き、今日の修正案の書面がメール等で行きますので、ご対応をよろしく願いしたいと思います。

議題については全て終了いたしましたので、懇話会終了ということで、一言、挨拶をお願いいたします。

○土肥環境局長 今日は、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

先ほどからお話もありましたように、要するに、循環税事業は、産業廃棄物のための税事業なものですから、やはり、出た意見の中には一般廃棄物のこともあり、海ごみのこともありましたが、当然、全てがこの税事業の中では対応できるものではないということをご承知いただいております。

そういった中で、いろいろいただいた意見のうち、循環税事業については、当然、この中でやっていきますし、廃棄物行政全体に対してのご意見ということで受け止めさせていただきましたので、私どもが施策を展開する中で、ご意見のことも踏まえてしっかりやってきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○石井座長 ありがとうございます。

座長からも、一言、挨拶いたします。

皆さん、本当に長い期間、循環税に関してご検討いただきまして、ありがとうございます。

循環税というのは、環境の分野にとっては非常に不可欠な財源でございまして、今後の廃棄物の適正処理、それから、再生利用率が向上していく、あるいは、キープされていく、かつ、SDGs、脱炭素社会に向かった新しい価値を創出する上でも上手に使っていかな

ければいけません。何よりも、今回新しく入った人材育成、あるいは、この分野のイメージを払拭していくところに工夫して何か使えるように、本当に皆さんと一丸となって努力していただきたいと思いますので、今後とも、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の挨拶に代えさせていただきますと思ひます。

それでは、マイクを返します。

### 3. 閉 会

○事務局（津島循環型社会推進課長） 石井座長並びに委員の皆様、昨年12月から長期にわたり、ご議論、ご検討いただきまして、ありがとうございます。

本日いただきました意見については、後ほど整理して報告書（案）として皆様にまたご紹介させていただきます。

また、報告書が来年2月以降に成案となり、公表する際には改めて皆様にご報告をさせていただきます。

それでは、これもちまして、懇話会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上